

沖縄県公安委員会定例会会議録（令和８年８月20日）

1 主な報告等

(1) マネジメント講話等の開催について

警察本部から「令和７年中の全国警察における懲戒処分者数が過去10年で最多を記録し、その背景には警察の在るべき姿への意識低下等が要因の一つとして挙げられることから、幹部のマネジメント能力向上等を目的として、警察大学校術科教養部教授守安由充氏が本年７月23日に警察本部において、警部以上の幹部職員を対象としたマネジメント講話（チームマネジメント、心理的安全性の構築）、７月24日に警察学校において、県警柔道特別訓練員及び各警察署柔道指導員を対象としたチームビルディング・柔道安全指導法を開催した。受講者からは「幹部として、マネジメント能力を高めることは業務を推進する上で根幹に置かなければならないことを知った」「チームビルディングを実施し、チームがバラバラでは結果が出ず、違う意見を聞き、力を合わせることの大切さを初めて知った」等の反響があった。」旨説明があった。

公安委員から「マネジメントはとても大切で、佐藤一斉は「重職心得箇条」の中で「部下が案を持ってきたとき、自分の考えの方が優れていても、些細な違いであれば部下の案を採用することが良い」と説いている。」旨発言があった。

(2) 文化財保護法違反事件被疑者の検挙

警察本部から「令和７年８月から11月の間３回にわたり、天然記念物のオカヤドカリ1936匹を捕獲し、那覇市内のコンビニエンスストアに移動させ、天然記念物の現状を変更したとして、５月19日ベトナム国籍の男女４人を文化財保護法違反で通常逮捕、令和８年６月、オカヤドカリ4163匹を捕獲し、沖縄市内のコンビニエンスストアに移動させたとして中国籍の男３人についても同法違反で通常逮捕した。」旨説明があった。

公安委員から「これだけ文化財保護法違反事件が発生しているので、沖縄県民も犯罪を犯さないか心配である。県環境部などの関係機関と連携し、対応してほしい」旨発言があった。

(3) 通信指令技能の向上に向けた取組について

警察本部から「重大事案発生に際し、組織的かつ迅速・的確な初動警察活動を遂行する要となる通信指令を担う警察官の無線通話技能の向上を図るため、７月22日、警察本部において令和８年度通信指令競技大会を開催し、県内14警察署及び警察本部執行隊の合計17所属が出場した。参加者から「迅速に受理メモを作成し、指令担当者に受理内容を伝える技術を学べた」等の反響があった。初動警察活動の司令塔として重要な役割を担う通信指令技能の向上、人材育成を図るため、８月３日から同月５日までの間、警察本部において通信指令業務研修を行い、12人の研修生が参加した。研修生から「動転したり感情を露わにする通報者に対し、声のトーンを落として冷静に受理者のペースで聴取する技術を学んだ」等の反響があった。また、上記研修では大規模災害発生時の通信指令支援要員２人が大規模災害時の電気供給遮断によるシステムダウン時の対応訓練も並行して実施した。支援要員から「シス

テムダウンを想定した手書き受理、ゼンリン地図での現場特定等の難しさを痛感した」との反響があった。」旨説明があった。

公安委員から「大規模災害に伴う停電発生時の対応として、ゼンリン地図の活用等、アナログの手法も必要だと感じた。」旨発言があった。

公安委員から「県警の無線は電波障害など起きないのか。」旨質問があり、警察本部から「県警において、これまで電波障害が起きたことはない。」旨説明があった。

(4) 高齢者を狙った悪質な訪問買取事案の検挙について

警察本部から「令和8年7月29日、八重瀬町において60代女性に「バザーを開催する。不用品はないか」等と尋ねながら被害者方に侵入したとして、7月31日に自称会社員の男2名を住居侵入罪で通常逮捕した。」旨説明があった。

公安委員から「各署が協力し、迅速に検挙できたことは評価できる。」旨発言があった。

(5) 鑑識鑑定官制度の概要と活動状況について

警察本部から「鑑識鑑定官制度は、公判に耐えうる鑑定技術者の確保や育成の観点から、平成元年大阪府警が全国で初めて策定し、当県においても平成17年に同制度が導入された。同鑑定官は主任鑑定官、鑑定官、鑑定員に種別され、各指定状況は、主任鑑定官は1名、鑑定官は3名、鑑定員は3名である。令和7年中の同鑑定官による割出確認件数は322件で、本年、沖縄県警として初めて警察庁犯罪鑑識官賞を受賞した。」旨説明があった。

公安委員から「鑑定官の証人出廷状況はどうか」旨質問があり、警察本部から「令和元年から令和7年までの間で5件あった。」旨説明があった。

公安委員から「鑑識鑑定官制度は各県独自の制度であるとのことだが、警察庁がオーソライズすべきだと思う。」旨発言があった。

(6) 機動交通事故捜査隊の活動状況について

警察本部から「機動交通事故捜査隊は、本年4月1日に発足し、機動力を活用して早期に交通事故事件現場に臨場し、警察署交通事故捜査員と連携を密にして迅速かつ的確な交通事故捜査活動に当たることを任務としている。勤務体制は、1当務2人の3交代制で、4月から7月までの支援状況は247件である。活動内容は、防犯カメラ等捜査や目撃者、病院医師からの聴取、実況見分補助、新任事故捜査係員への指導教養等であり、7月5日に本部警察署管内において発生した死亡事故では夜間の見通し見分や被疑車両と被害車両の突合等の支援を行った。各署からは「大きな事故が発生した際、機交隊が臨場してくれると心強い」「経験の浅い事故捜査係員は、とても勉強になっている」等の反応があった。」旨説明があった。

公安委員から「発足の経緯は何か。」旨質問があり、警察本部から「事故捜査係は負担が多いとの意見が多く、令和2年4月から4交代制としたものの、事故捜査経験の浅い係員が増え、事故捜査に不安を感じる者が多かったことから、支援と人材育成のために本隊を発足した。」旨説明があった。

公安委員から「とても良い制度だが、機交隊の負担が逆に大きくなり過ぎることのないようにしてほしい。」旨発言があった。

(7) その他

警察本部から「今回報告した訪問買取事案のように高齢者宅に押しかける事案については、一歩間違えば被害者の生命・身体を害する事案に発展する可能性もある。今回は現場がしっかり動いてくれ、各署もよく連携していた。今後もこのような事案があれば、迅速に対応していく。また、業務改革の中で警察力を維持するために、警察本部から警察署の現場対応の支援を行うことを目的として機動交通事故捜査隊は発足させたものであるが、同隊の負担と現場支援のバランスを図りながら対応していきたい。」旨説明があった。

2 主な決裁等

(1) 警務部

- ・ 公安委員会宛て苦情の受付について（3件）
- ・ 裁決書の事前説明について（2件）
- ・ 審査請求の受付について

(2) 生安部

- ・ 風営法に基づく行政処分について

(3) 地域部

- ・ 警察職員等の援助要求について

(4) 交通部

- ・ 沖縄県道路交通法施行細則の一部改正について
- ・ 公安委員会宛て苦情の調査結果について（2件）
- ・ 自動車運転免許の行政処分について

(5) 警備部

- ・ 警察職員等の援助要求について（2件）